

高校生のいる世帯に対する

修学給付金

武蔵野市独自制度

令和8年度

のご案内



市HP

高校生のいる世帯に対し、教育に係る負担の軽減を図るために給付金を支給する武蔵野市独自の制度(所得制限あり)です。毎年度申請が必要です。

✓ 受給対象世帯

💡 すべてに該当する世帯が対象です。

- 高等学校等※1に在学する生徒が世帯にいる
- 保護者等※2が武蔵野市に在住し、住民票で確認ができる※3
- 保護者等全員の令和8年度市民税・都民税所得割額の合計が1円以上20万円未満である※4 ※5
- 申請日現在、生活保護を受給していない
- 都立高等学校等被災生徒支援給付金を受給していない

(東京都・国の授業料助成の受給、東京都高校生等奨学給付金は可)

- ※1 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校(1-3学年)、専修学校(高等課程)
- ※2 生徒の父母など親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人など
- ※3 保護者の一方が国外に居住している場合は不可(税額の確認ができないため)
- ※4 裏面記載のとおり、特定の控除額を所得割額に合計した額で判定します。
- ※5 非課税世帯・生活保護世帯は、当制度は対象外です。『東京都高校生等奨学給付金(「東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業」「私立高等学校等奨学給付金」)』について、必ず申請してください。

🍎 支給金額

今年度から制度が変わります！

同種の給付金である『東京都高校生等奨学給付金』の拡充に伴い、所得割額が1円以上182,500円未満の世帯は『東京都高校生等奨学給付金』についても併用して申請していただく必要がございます。

迷われる場合は必ず『東京都高校生等奨学給付金(国公立の場合「東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業」、私立の場合「私立高等学校等奨学給付金」)』についてもご申請ください

所得割額	支給額 (生徒1人・年額)
1円以上 105,500円未満	33,300円
105,500円以上 182,500円未満	37,400円
182,500円以上 200,000円未満	50,000円

当制度+『東京都高校生等奨学給付金』の併用で合計50,030~83,970円が受給できます！
『東京都高校生等奨学給付金』について、詳しくは下記の二次元コードをご覧ください。



国公立はこちら



私立はこちら



受付期間

『東京都高校生等奨学給付金』の受付期間については別途ご確認ください

令和8年7月15日(水)から9月15日(火)まで

※ 令和8年8月下旬ごろより順次、決定通知書の送付及び給付金の支給を実施します。



申請方法

7月中旬に対象世帯へ送付される案内はがきに記載の二次元コードより電子申請をしてください



必要な書類

- 在学証明書（全員。令和8年7月1日以降発行のもの、原本）
- 令和8年1月1日に武蔵野市民でなかった方は、在住していた自治体の令和8年度(非)課税証明書

市民税・都民税所得割額の確認方法

市民税・都民税所得割額は、「課税証明書」にて確認できますが、証明書の発行は有料です。お電話等による照会は受け付けておりませんのでご了承ください。所得割額をお知りになりたい方は、下記の方法でご自身で確認ができます。対象になるか不明な場合でも、申請は可能です。

- 会社勤めの方の場合（市都民税が給与天引き）
『令和8年度市民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書』で目安を確認できます。
- 自営業等の方の場合（給与から天引きされない方）
『令和8年度市民税・都民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書』で目安を確認できます。（6月上旬頃に市より送付）

例)

		市民税	都民税
市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥	30,000円	
	均等割額⑦		
都民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥	20,000円	
	均等割額⑦		
▼算出税額			
税額控除前所得割額			
50,000円			
			70,000円
所得割額		40,000	30,000

⚠ 注意事項

- ！ 令和7年中の収入の有無にかかわらず、必ず市民税・都民税の申告をしてください。
- ！ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除(ふるさと納税による控除等)、配当控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除により控除された額がある場合、その額を所得割額の合計に足した額で判定します。

☎ 問合せ先

■当制度「修学給付金」について

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

武蔵野市教育委員会 教育支援課 修学給付金担当(市役所南棟5階) TEL: 0422-60-1900

■「東京都高校生等奨学給付金」について

①都立: 在学校の経営企画室へ ②私立: 東京都私学就学支援金センター(☎ 03-5206-7925)

③都立以外の国公立: 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課(☎ 03-5320-7862)